

## 東住吉区安全・安心なまちづくりに関する協定書

大阪市東住吉区役所（以下「甲」という。）と、大阪府東住吉警察署（以下「乙」という。）は、東住吉区における安全・安心なまちづくりに関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、区民に不安を抱かせる事件事故を防止するため各種活動に、甲及び乙が相互に連携して取り組むことにより、区民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するために、以下の事項について連携して、取り組むものとする。

- (1) 子どもや女性の安全に関すること
- (2) 特殊詐欺被害の未然防止に関すること
- (3) 地域安全センター等の防犯ボランティアの活性化に関すること
- (4) 安全安心なまちづくりに向けた広報啓発活動に関すること
- (5) 通学路における安全な道路環境づくりに関すること
- (6) 交通事故の抑止に関すること
- (7) 安まちメール登録推奨に関すること
- (8) その他安全安心なまちづくりに関すること

### （情報提供等）

第3条 甲及び乙は、相互に必要な情報提供や調整を行うものとする。

### （秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、この協定の運用に際し、知り得た個人情報を大阪府個人情報保護条例及び大阪市個人情報保護条例その他関係法令に基づき、甲及び乙の責任において厳正に管理を行う。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する3か月前までに、甲又は乙が書面等により特段の意思表示を行わない限り、この協定の効力を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(本協定に定めのない事項等について)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ署名押印の上、その1通を保有する。

令和元年10月11日

甲 大阪市東住吉区長

乙 大阪府東住吉警察署長